

基金情報

No. 28

平成16年6月号

発行：東日本硝子業厚生年金基金

〒130-0026 東京都墨田区両国4丁目36番6号 ガラス会館3階

Tel 03-3633-6445 FAX 03-3633-7125

ホームページ <http://www.jade.dti.ne.jp/~glskkn/>

平成16年5月・主要事業概況

事項	5月末数	対前月増減数	事項	5月末数(累計)	
事業所数(件)	261	0	年金掛金	調定額(円) 135,423,120 収納額(円) 134,415,190 収納率 99.3%	
加入員数(人)	男子	6,315	-24	事務費掛金調定額(円)	8,214,582
	女子	2,637	11		
	計	8,952	-13		
平均標準給与月額(円)	男子	345,656	14	資産運用	信託資産額 282億4,375万円 修正総合利回り 0.14% ベンチマーク差 -0.29%
	女子	220,865	-543		
	計	308,896	-356		
受給者数(人)	5,303	29	慶弔金	14件 32万円	
平均年金額(円)	434,237	918	保養所利用者数	873人	

改選後・初の理事会審議

本年6月1日から新代議員・理事等の方々に当基金の事業運営に携わっていただくこととなりましたが、この新メンバーによる理事会がさる6月30日に開催されました。

当日の議案は、①年金資産運用委員会と財政運営委員会の委員の委嘱、②旅費規程の変更、③基金の現況と課題などで、それぞれ議案どおり決議がなされました。

委員については、再任3名、新任2名(菅原・久富理事)の計5名の理事が理事長から委嘱されました。

旅費規程の変更については、代議員・理事の日当の引下げ(15,000円・1,200円→8,000円)並びに職員に係る宿泊料及び日当の引下げ(宿泊料12,000円→8,500円→11,000円→

新・委員6名でスタート

— 給付減額案件を審議 —

6月30日開催の理事会において、渡邊理事長より年金資産運用委員会及び財政運営委員会の委員の委嘱が行われました。

これは、委員についても代議員・理事とともに5月末日にて任期満了となっていました。改選後の代議員・理事の中から新たに委嘱されたものです。

新委員は、渡邊理事長のほか、委嘱された理事の方々を含め、次の6名構成となっています。委員長には渡邊理事長があたり、早速、緊急の課題である給付減額案件などを審議することとなりました。

(新委員メンバー)

- 渡邊 宏男 理事長 (日本硝子産業㈱・取締役会長)
- 菅原 實 理事 (菅原工芸硝子㈱・代表取締役社長)
- 久富 迪夫 理事 (柏洋硝子㈱・取締役社長)
- 木下 進一 理事 (榊池田硝子工業所・常務取締役)
- 鮭延 俊一 理事 (目黒化工㈱・常務取締役)
- 杉井 幸男 理事 (東日本硝子業厚生年金基金・常務理事)

箱根・保養所「みやぎの山荘」 平成15年度の運営結果概況

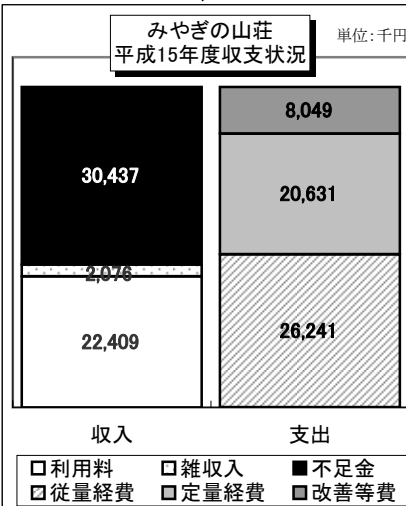
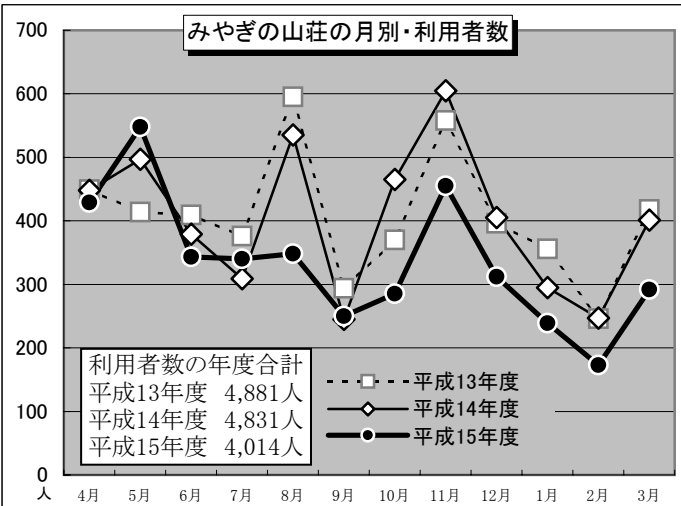
平成15年度におけるみやぎの山荘の利用者数は、4,014人で、対前年度比16.9%

の減(▲817人)となっています。

利用率低下 これにより、平成15年度の利用率は前年度比▲6.6%低下し、34.8%となっています。

収支差▲3千万円

平成15年度におけるみやぎの山荘の収支は、決算前ですが、3千万円強の不足金が見込まれます。



収入面では、昨年の6月から利用料の引上げを行ったものの、利用者数の減により、利用料収入は2,200万円強(前年度比▲150万円)に止まりました。雑収入についても同様です。

一方、支出面では、利用者減により、従量経費が前年度より280万円減となりましたが、定量経費は22万円の増となっています。

従量経費は、純粋に分離できないものも含まれていますが、収入を180万円弱上回る状況となっています。

事業状況

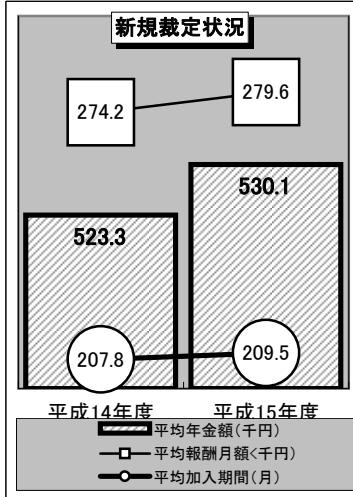
年金受給者は、逐次増加しており、平成15年度においても新規の年金受給者が351人発生しています。受給者の増加は基金の給付額(支出額)の増大となります。

この給付額の増大は、受給者の増加のほか、年金額の膨らみも要因となっています。

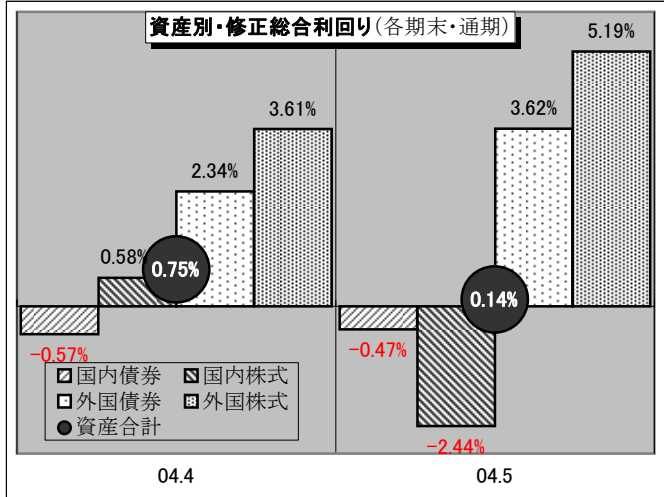
個々の受給者の年金額は、報酬月額と加入期間の多寡により異なり、新規の受給者ほど報酬月額は高く、加入期間が長くなっているため、その分高い年金額となります。

このように、受給者の増加に加え、年金額の膨らみの拡大によって、基金の給付額はますます増加し続けることとなります。

一年金の支給状況④



年金資産の運用状況 <平成16年度>

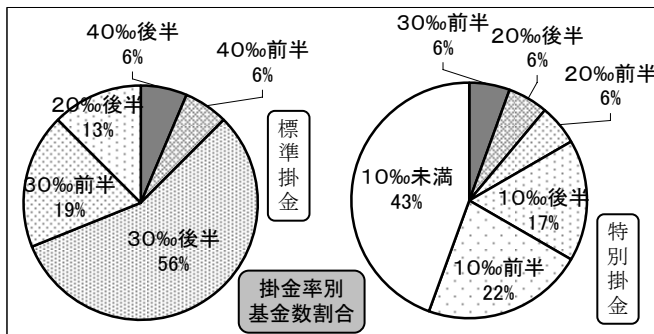


平成16年度予算における掛金実態(東総基集計) 代行型の特別掛金率・最高は34%

東京都総合厚生年金基金協議会は、さる6月8日192会員(東京都所在の総合基金)の平成16年度・予算概要表をとりまとめました。

これによりますと、代行型基金における掛金率合計の平均は50.1%(最高72.0%、最低34.5%)、加算型基金での掛金率合計の平均は52.71%(最高211.5%、最低34%)となっています。

代行型基金における標準掛金は、30%後半の基金が半数強を占めていますが、40%代や20%代の基金も1割強あります。また、特別掛金については、10%未満の基金が多いですが、2・30%代の基金もあり、最高では34%設定と、基金間で大きな差があります。(グラフ参照)



年金改正法・順次実施

平成16年の年金改正法案が、平成16年6月5日成立し、同6月11日法律第104号をもって公布されました。

この法律による改正内容は、平成16年10月から厚生年金の保険料率の引上げやマクロ経済スライドの実施などを皮切りに、平成20年(2008)までの間、7段階で順次実施されます。

実施時期別の改正内容概要(除:国民年金関係)

実施時期	負担(保険料)	給付	企業年金
平成16年10月	・保険料引上げ開始	・基礎年金国庫負担の引上げ開始 ・マクロ経済スライド導入	・確定拠出年金の拠出限度額引上げ
平成17年4月		・60歳台前半の在職高齢者年金の一律2割停止を廃止	・基金の免除料率の凍結解除 ・指定基金制度の導入
平成17年10月	・ポータビリティの導入 ・企業年金間の通算(積立金の持運び) ・中途引出し要件緩和 ・積立金50万円以下で脱退・一時金選択可		・ポータビリティの導入 ・確定拠出年金中途引出し要件緩和
平成18年4月		・障害基礎年金と厚生年金との併給可能に	
平成19年4月	・育児休業中の保険料免除3年に	・70歳以上の在職者の収入に応じた支給停止 ・離婚時に厚生年金の分割可能に	
平成20年4月		・専業主婦離婚の時夫の厚生年金1/2に分割	

出生率1.29に低下(厚生労働省発表)

さる6月10日厚生労働省が発表した平成15年度の人口動態統計による出生率(特殊出生率)は、平成14年度の1.32から0.03ポイント下がり、1.29となっており、先に成立した年金改正法に議論を呼んでいます。

特殊出生率は、15~49歳の年齢別出生率の合計であり、年齢別にみると、34歳以下で低下し、特に25~29歳では0.0157ポイント下がり低下率が高くなっています。

一方、35~39歳では0.0046ポイント増加しています。

厚生年金基金連合会名変

企業年金連合会(平成17年10月)に

先般成立した国民年金法等の一部を改正する法律によって、厚生年金基金連合会(基金の中途脱退者の年金の支給などの事業実施機関)の名称が「企業年金連合会」に変更されました。名称の変更時期は、平成17年10月からとなっています。

年金積立金管理運用独立行政法人が誕生

年金改正法案とともに審議されていた「年金積立金管理運用独立行政法人法案」が成立(法律第105号)しました。

この法案の成立により、現在の特殊法人である「年金資産運用基金」は廃止され、国の年金積立金の管理・運用が新たな独立行政法人に移行することとなります。

新たな独立行政法人の誕生は平成18年4月となっています。

基金用語

【「指定基金」制度】

平成16年の年金改正法(国民年金法等の一部を改正する法律(法律第104号))によって、「指定基金」制度が新たに設けられました。

これは、財政悪化に陥った厚生年金基金への対策として、厚生年金保険法に第178条の2(指定基金による健全化計画の作成)の規定が新設されたものです。

指定要件 指定基金とは、積立金が基準を下回るとして厚生労働大臣が指定する基金をいい、指定の要件については、政令で定められています。

現在、この政令は未公布で、具体的な指定要件は不詳ですが、過去3年間、時価資産が最低責任準備金を下回る状態の基金が指定の対象となるものとみられています。

指定措置 指定を受けた基金は、健全化計画を作成し、厚生労働大臣の承認を受けることとなります。

この計画についても、政令事項となっていますが、国主導による指定後5年以内の財政の健全化(掛金の引上げや給付減額などの強力な推進。合併や解散も視野に入れるものと想われます。)が求められることとなります。

健全化計画は、承認により、変更が可能とされていますが、必要に応じて、厚生労働大臣が変更を求めることができるようになります。

解散命令 基金が健全化計画に違反したときや大臣の健全化計画の変更の求めに応じなかったときは、厚生労働大臣は基金に対して解散命令を発することができることとされています。(第179条第5項の改正)

基金関連・動向と状況